

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の時間外勤務
手当及び休日勤務手当の支給割合等に関する規則

平成14年3月22日
規則第11号

改正 平成21年3月30日 規則第2号 平成23年3月31日 規則第3号
平成22年4月1日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「給与条例」という。)第17条及び第18条の規定により、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与条例第17条第1項の時間外勤務手当の支給割合)

第2条 給与条例第17条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 給与条例第17条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 給与条例第17条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

(給与条例第17条第3項の時間外勤務手当を支給する時間が除かれる時間)

第3条 給与条例第17条第3項の規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 給与条例第18条の規定により、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第2項又は第4条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日(以下「休日勤務手当が支給されることとなる日」という。)の属する週に、職員が当該休日勤務手当が支給されることとなる日の正規の勤務時間中に勤務した場合において、当該週に勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替等(以下「週休日の振替等」という。)により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア 当該週の週休日の振替等による割振り変更後の正規の勤務時間(以下「割振り変更後の正規の勤務時間」という。)が、38時間45分に当該休日勤務手当が支給されることとなる日の正規の勤務時間中に勤務した勤務時間(以下「休日勤務手当が支給される勤務時間」という。)を加えて得た時間数以下になる場合 給与条例第17条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務した勤務時間

イ 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間が、38時間45分に当該休日勤務手当が支給される勤務時間を加えて得た時間数を超える場合 割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以上である場合にあっては、38時間45分に当該休日勤務手当が支給される勤務時間を加えて得た時間数から割振り変更前の正規の勤務時間を減じて得た時間数に相当する時間、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分

に満たない場合にあつては、当該休日勤務手当が支給される勤務時間に次号イに掲げる時間を加えて得た時間数に相当する時間

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分に満たない週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合（前号に該当する場合を除く。） 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間が、38時間45分以下になる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間

イ 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間が、38時間45分を超える場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち38時間45分から当該割振り変更前の正規の勤務時間を減じて得た時間数に相当する時間

（給与条例第17条第3項の時間外勤務手当の支給割合）

第4条 給与条例第17条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。

（休日勤務手当の支給割合）

第5条 給与条例第18条の規則で定める割合は、100分の135とする。

（休日勤務手当の支給される日）

第6条 給与条例第18条の管理者が定める日は、勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日に当たる勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第11条に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。）

（当該休日の直後の勤務日等が給与条例第16条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等、勤務時間条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は次条の管理者が指定する日（以下この条において「祝日法等による休日等」という。）に当たるときは、当該祝日法等による休日等の直後の正規の勤務日）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、各所属長が他の日とすることについて管理者の承認を得たときは、その日とする。

第7条 給与条例第18条の管理者が定める場合とは、国の行事の行われる日で管理者が指定する日に勤務した場合をいう。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、時間外勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日 規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日 規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日 規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。